告 示

埼玉県告示第七百八十九号

ため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域 有 害物質によって汚染されており、 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) を次のとおり指定する。 当該汚染による人の 第六条第一項 健康に係る被害を防止する 。 以 下 \hat{O} 「要措置区域」と 規定によ り、 特定

令和七年十月二十八日

埼玉 中県知 事 大 野 元 裕

要措置区域

义 \mathcal{O} とお り (埼玉 県 狭 山 市入間川字オ五千二百四十四番三の 部

 \mathcal{O} 土壤汚染対策法施行 規 則 (平成十四年 環境省令第二十九号) 第三十一条第一 項

基準に 適合 して な V 特定有害物質 \mathcal{O} 種 類

Š 0 素及びその 化合物並びに ほう素及びその 化合物

講ずべき指示措置

三

地下水の水質の 測定



【起点】

起点は、埼玉県狭山市入間川字才 5248番内の座標 調査対象範囲の最北端を起点とす る。

【格子の回転角度(16度14分12秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東 西方向及び南北方向に引いた線並 びにこれらと平行して10m間隔で引 いた線により構成されている格子を、 起点を支点として左回りに回転させ た角度を示す。



-----:単位区画 -----:30m格子

----: 調査対象地 ----: 敷地境界 ----: 筆境界 :要措置区域に指定する区画 (ふっ素及びその化合物溶出量) (ほう素及びその化合物溶出量)



